

事務連絡
令和元年10月30日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

避難所におけるノロウイルス感染症対策の徹底について

令和元年台風第19号の被害に際して設置された福島県いわき市の避難所において、10月29日付けでノロウイルス感染症が発生した旨の報告がありました。ノロウイルス感染症は、患者の糞便や吐物に含まれるウイルスが手指や食品を介して口に入ることによって感染するため、食事前やトイレの利用後の手洗いが特に重要です。また、感染の拡大防止に当たっては、手洗い後のペーパータオルの使用や嘔吐物処理用品の事前準備が推奨されます。

手指衛生やトイレの衛生管理、食中毒予防等について、厚生労働省のホームページに下記の啓発資料を掲載しておりますので、避難所の衛生管理に当たりご活用いただき、ノロウイルスをはじめとする感染症及び食中毒の予防対策及び感染拡大防止策を改めて徹底いただきますようお願いいたします。

また、要請に応じて、国立感染症研究所や日本環境感染学会から感染症対策の専門家を派遣し、避難所の感染症発生予防、拡大防止に関する相談・助言やアセスメント等の技術的支援を行うことができる旨申し添えます。なお、被災地域を含まない地方公共団体におかれましても、今後の参考とされますよう本事務連絡を送付します。

記

- ・災害時における避難所での感染症対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html
- ・感染性胃腸炎（特にノロウイルス）について
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/>
- ・食中毒予防のために
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212536_00004.html